

# 建設業法に基づく 技術者設置要件の緩和

2014年10月29日  
一般社団法人 日本経済団体連合会

## 深刻化する技術者不足

- 国土交通省が2013年6月21日に公表した「当面の建設人材不足対策」では、技術者がこの20年間(1992年→2012年)で11%減少(36万人→32万人)していると発表。
- 技能労働者の高齢化により、高齢者の退職が進んでいること、若者が入職を避けるようになっていることという構造的な労働者不足の現状。
- 東北復興需要に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、関連するインフラ整備が本格化するとさらなる人材不足が予想される。

# 規制の現状①

1. 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事を下請施工させる場合は主任技術者に代えて、監理技術者の設置が必要（建設業法第26条第2項）

## 【参考】主任技術者・監理技術者となるための要件

主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者	1) 下記の実務経験を有する者 ① 高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ② 高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上 ③ 大学の指定学科卒業後 3年以上 ④ 上記①～③以外の学歴の場合 10年以上 2) 国土交通大臣認定者 ① 実務経験者 ② 1級及び2級国家資格者等
監理技術者及び指定建設業の営業所専任技術者	指定 以外 建設 業 1) 1級国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 3) 上記1または2と同等以上の能力を有すると認められる者
	指定 建設 業 1) 1級国家資格者 2) 上記1と同等以上の能力を有するものと認められる者（国土交通大臣特別認定者）

※国土交通省ホームページより引用

※指定建設業とは土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園工事業の7業種

## 規制の現状②

2. 公共性のある工作物に関する重要な工事で工事1件の請負代金額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円)以上となる場合、工事現場毎に専任のもの(主任技術者あるいは監理技術者)を設置しなければならない(建設業法第26条第3項)
3. 現状では金額用件が税込金額とされていることから、増税の都度、結果的に消費税額を差し引いた税抜金額が引き下げられることになり、事実上、技術者設置にかかる規制は強化されてしまっている。

## 規制の現状③

### その結果

現状、建設工事の内容を問わず、請負金額により専任が求められるため、監理技術者等を配置せずとも建設工事の適正な施工を確保できる工事にも関わらず、不足する監理技術者等の確保がままならず、受注がかなわないケースが生じている。

# 規制見直しの方向性

## 要望の内容

- 建設業法における監理技術者等の請負金額基準の引き上げ
- 機器製作が大部分を占める工事における機器費の取扱いの見直し
- 工事現場の実態に応じた複数現場兼務の許可

## 規制緩和における技術的担保

- 通信手段・IT技術等の発達による遠隔からの管理レベルの向上
- 建設現場のIT化による施工レベルの向上
- 複数現場兼務にあたっての日常の品質管理書類を確認押印、主要な検査(中間検査・竣工検査等)への立会いとといった品質面での徹底